平成２２年（フ）第１０号
川崎市川崎区藤崎４丁目25番10号ひかりハイツ２
債務者　篠原　利夫
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
川崎市川崎区藤崎４丁目25番10号ひかりハイツ２
債務者　篠原　静香
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第９９１号
岡山市北区小山243番地13
債務者　根本　　渉
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０１３号
岡山市南区浜野４丁目15番11号
債務者　船曳　美子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０２８号
岡山県倉敷市児島上の町１丁目13番38号トレビアン上の町206
債務者　大西美津子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０３２号
岡山市南区新保79番地201
債務者　佐藤　優生
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９９号
秋田県大仙市大曲丸の内町12番33号
債務者　髙橋　康男
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第７６６号
静岡市駿河区東新田５丁目13番８―201号
債務者　山脇　弘策
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月29日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３１５号
横浜市保土ケ谷区東川島町79番地19
債務者　菊地勝太郎
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６２６号
横浜市港北区新吉田東４丁目16番21号　第三加藤荘206号
債務者　比嘉　信高
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６２９号
横浜市神奈川区二本榎25番６―206号
債務者　木村　里美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７３号
横浜市港南区野庭町596番地１　ゆりの木ハイツ205
債務者　笠原　慶子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６号
東京都八王子市椚田町1210番地秀和レジデンス520号
債務者　二瓶　内輔
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２号
秋田県山本郡三種町下岩川字三ツ石58番地３
債務者　近藤ユリ子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第２１０号
栃木県下都賀郡壬生町本丸２丁目24番10号、従前の住所栃木県下野市石橋597番地19
債務者　佐藤　　敏（旧姓熊倉）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第８号
栃木県下都賀郡岩舟町大字新里623番地３
債務者　熊倉　由美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前10時
宇都宮地方裁判所栃木支部